注意事項

下記に載せております退職手当調整額に係る区分表は、<u>国家公務員に準じた場合における</u>給料表ごと の適用職員を参照用に掲載しているものとなります。

退職手当調整額に係る職員の区分の適用については、所属している市町村又は一部事務組合において 規則等により定められており、下記の参照用の区分表に当てはめた場合と、実際の退職手当調整額とは 異なる場合がありますので、詳しくは所属する市町村又は一部事務組合の規則等を御確認ください。

○ 市町村又は一部事務組合の規則等の例

- ・ 〇〇市職員の退職手当調整額に係る職員の区分の適用職員に関する規則
- ・ △△事務組合職員の退職手当調整額に係る職員の区分の適用職員に関する規則の運用基準

※退職手当調整額

退職手当調整額は、平成8年4月1日以後の在職期間の初日の属する月から末日の属する月までの各月ごとに、当該各月にその者が属していた職員の区分(市町村等の規則で定められている。)に応じて定められている調整月額のうち、その額が多いものから60月分の調整月額を合計した額となります。

(参考)

<国家公務員に準じた場合における給料表ごとの適用職員>

区分	調整月額	行(1)	行(2)	公安(1)	医療(1)	医療(2)	医療(3)	福祉
第1号	70, 400 円	級	級	級	5級	級	級	級
第2号	65, 000				4			
第3号	59, 550				4			
第4号	54, 150	7		8	4			
第5号	43, 350	6		7	3	6	6	
第6号	32, 500	5	5	6	2	5	5	4
第7号	27, 100	4	5	5 4	2	5	4	4
第8号	21, 700	3	4 3	4 3	1	4 3 2	3 2	3 2
第9号	0	2 1	3 2 1	3 2 1	1	2 1	2 1	1

(注) <u>勤続9年以下の自己都合退職者等は調整額が支給されません。また、勤続4年以下の</u> 退職者(自己都合退職者以外)及び勤続10年以上24年以下の自己都合退職者は調整額 が半額になります。